

第55回 統計委員会 議事録

- 1 日 時 平成24年4月20日（金）15：00～15：40
- 2 場 所 中央合同庁舎4号館12階 共用1208特別会議室
- 3 出席者

【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、安部委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第3条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

加賀谷総務大臣政務官、前川内閣府大臣官房総括審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、伊藤総務省政策統括官（統計基準担当）、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第43号の答申「社会保障費用統計（旧社会保障給付費）の基幹統計としての指定について」（案）
- (2) その他

5 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から第55回「統計委員会」を開催させていただきます。本日は川本委員が所用のため、欠席とのことでございます。

本日は、新しく御就任なされました総務省の加賀谷大臣政務官にも出席していただいております。どうもありがとうございます。

それでは、これからお話を少しいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○加賀谷総務大臣政務官 どうも御苦勞さまでございます。

このたび4月6日付で総務大臣政務官を拝命いたしました、加賀谷 健でございます。

私は参議院の千葉県選挙区から選出をされております。樋口委員長をはじめ、委員の皆様には、基本計画に基づく統計の整備、発展に御尽力をいただくとともに、国勢調査や経済センサスなど重要な統計に関して、専門的知見に基づく調査審議を精力的に行っていた

だき、心から感謝を申し上げる次第でございます。社会経済情勢を正確に把握することは、国や自治体がさまざまな施策を的確に立案実施する上で基礎となるものです。

また、統計法では、公的統計は国民にとって重要な合意的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であり、国民共有の財産であると位置づけられております。

更に震災からの復旧、復興においても、社会経済の状況を正確に把握する公的統計の役割は、一段と高くなっております。私は政務官として、統計行政の総合調整のみならず、重要な統計調査を実施する部局も担当しております。今後統計行政の一層の発展に努め、社会経済の変化に対応した統計の整備について、力を尽くしていきたいと考えております。

委員の皆様には、これまでの多くの課題について御審議いただき、多数の答申を頂戴したと聞いております。心より感謝の意を表すとともに、今後とも引き続きお力添えをいただきますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。それでは、政務官は別の公務のため、ここで御退席ということですので、どうもありがとうございました。

○加賀谷総務大臣政務官 どうもよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(加賀谷総務大臣政務官退室)

○樋口委員長 それでは、次に、事務局に人事異動がございましたので、御紹介いたします。

村上統計委員会担当室長でございます。お願いします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 前任の日本大学乾教授の後任として就任いたしました、村上と申します。前職は日本政策金融公庫に勤務いたしまして、主として中小企業に関する調査研究を行ってまいりました。今後、皆様方に御指導いただきますが、何とぞよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 よろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日用意されております資料につきまして、事務局から簡単に確認をお願いいたします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 それでは、本日の資料を確認させていただきます。

本日は、議事次第にございますとおり、諮問第 43 号「社会保障費用統計（旧社会保障給付費）の基幹統計としての指定について」の答申案について御審議いただきます。資料はこの答申案に関するものでございます。ほかに前回の議事録等を参考資料として配布しておりますので、御確認いただきたいと思います。

私からは以上です。

○樋口委員長 それでは、議事に入ります。

諮問第 43 号の答申「社会保障費用統計（旧社会保障給付費）の基幹統計としての指定について」御議論いただきたいと思います。

まず、事務局から答申案の読み上げをお願いいたします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 それでは、お手元の資料、答申案を読み上げさせていただきます。

諮問第 43 号の答申

社会保障費用統計（旧社会保障給付費）の基幹統計としての指定について（案）

本委員会は、社会保障費用統計（旧社会保障給付費）の基幹統計としての指定について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 指定の適否

従来の「社会保障給付費」のうち、経済協力開発機構の作成基準に沿って作成されている社会保障に係る支出全般に関する統計（以下「OECD 基準表」という。）及び国際労働機関の作成基準に沿って作成されている個人に帰属する給付費等に関する統計（以下「ILO 基準表」という。）については、社会保障費用統計として、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項第 3 号に規定する基幹統計に指定することは適当である。

2 理由等

従来の「社会保障給付費」は、我が国における年金、医療保険、雇用保険等公的な社会保障全体の規模やその政策分野ごとの構成を表す加工統計であり、OECD 基準表及び ILO 基準表の 2 種類の統計表で構成されている。

当該統計表については、その内容として、個人に帰属する給付費のほか関係施設の整備費等が含まれていることを勘案すると、統計の名称を「社会保障費用統計」に変更することが適当と考えられる。

また、OECD 基準表は、我が国や国際機関等において、各国の社会保障費用の比較等に利用されており、国際比較を行う上において特に重要な統計と認められることから、統計法第 2 条第 4 項第 3 号に規定する基幹統計の要件に該当するものと考えられる。

さらに、審議の過程で示された以下の意見について、両基準表の作成者である厚生労働省は、所要の措置を講じることを表明している。

① 両基準表の作成に当たり、両基準表及び国民経済計算の作成目的等の違いから、国民経済計算との整合性の確保が困難な部分については、その説明を利用者に明確に示す必要がある。

② 従来、「社会保障給付費」の中で、両基準表以外に利用者の分析の一助とするために作成・公表されてきた各種の統計表・参考表については、両基準表が社会保障費用統計として基幹統計に指定された後も、利用者利便の向上の観点から、引き続き作成・公表する必要がある。

③ OECD 基準表の作成に当たり、我が国と諸外国との間で取り扱いが異なる社会保障制度に係る部分については、国際比較可能性の確保の観点から、作成基準を策定している経済協力開発機構と十分に調整する必要がある。

以上でございます。

○樋口委員長 この諮問に対しては、通常は部会に付すということでございますけれども、これにつきましては本委員会で審議してまいりました関係上、今、私どもでまとめた案を事務局から読み上げていただきました。

引き続き、事務局から答申案の説明をお願いいたします。

○千野総務省政策統括官付統計企画管理官 それでは、若干御説明いたします。

この社会保障費用統計、従来は社会保障給付費と称していた統計ですが、去る3月13日の統計委員会において諮問されました。通常、統計委員会への諮問案件につきましては、委員会での諮問の説明の後、関係部会に付託され、そこで審議の上、答申案が作成されて統計委員会へ提示されるという流れになりますが、今回は統計委員会で直接審議いただきました。3月の統計委員会の審議時において各委員からいただきました御意見等を踏まえまして、樋口委員長と御相談の上、答申案を作成いたしました。答申案の構成ですが、これは従前のものと同様になってございます。

最初に「1 指定の適否」についてですが、従来は社会保障給付費のうち、経済協力開発機構の作成基準に沿って作成されている社会保障に係る支出全般に関する統計、いわゆるOECD基準表、それから、国際労働機関の作成基準に沿って作成されている個人に帰属する給付費等に関する統計、いわゆるILO基準表ですが、これを社会保障費用統計として、統計法に規定する基幹統計に指定することは適当であるという形で指定に関する結論を記載しております。

「2 理由等」についてですが、まず、統計の名称につきましては、2つ目の段落に記載してございますとおり、両基準表の内容として、個人に帰属する給付費のほか関係施設の整備費などが含まれていることを勘案いたしまして、社会保障費用統計に変更することが適当と判断しております。

また、指定の適否についてですが、基幹統計の要件といたしましては、統計法に規定する3つの類型、このいずれかに該当するものとされております。3つ目の段落に記載されておりますとおり、OECD基準表は、我が国や国際機関等において、各国の社会保障費用の比較等に利用されていることを踏まえまして、基幹統計の3つの類型のうち、少なくとも「国際比較を行う上において特に重要な統計」に該当するというので、指定は適当との判断をした理由としております。

なお、「2の理由等」の4つ目の段落以降には、去る3月の統計委員会への諮問時における各委員からの御意見等を踏まえまして、今後の社会保障費用統計の作成に当たり、その作成者である厚生労働省において講じる必要がある事項を3点ほど記載しております。

①は「両基準表の作成に当たり、両基準表及び国民経済計算の作成目的等の違いから、国民経済計算との整合性が困難な部分については、その説明を利用者に明確に示す必要がある」ということです。

これは3月の委員会における社会保障という用語の使用に関する質疑応答を踏まえまして、発言された委員の問題意識を勘案して記載したのとなっております。

②は「従来、『社会保障給付費』として公表されていた各種の表の中で、両基準表以外に利用者の分析の一助とするために作成・公表されてきた各種の統計表・参考表については、両基準表が基幹統計に指定された後も、利用者利便の向上の観点から、引き続き作成・公表する必要がある」というものです。

これは3月の委員会におきまして、委員から「基幹統計の指定後、参考表等が使えなくなると不便であり、考えるべき」との御意見を踏まえて記載したものです。この参考表等とは3月の委員会でも御説明いたしましたが、2つの基準表のデータを基にして、例えば基準表の分類をより集約した分類を用いたり、国民1人当たりの社会保障給付費はいくらか、社会保障給付費が時系列的にどのように推移しているかなど、そうした数値を見ることができるよう加工した参考分析用の表でございます。

③は「OECD 基準表の作成に当たり、我が国と諸外国との間で取り扱いが異なる社会保障制度に係る部分については、国際比較可能性の確保の観点から、作成基準を策定している経済協力開発機構と十分に調整する必要がある」というものです。

これは3月の委員会におきまして、OECD 基準が規定する社会保障制度と我が国の社会保障制度との整合性に関する質疑応答を踏まえまして、発言された委員の問題意識を勘案して記載したものとなっております。この答申案の内容、特に後半の3点に関し、しっかり対応するということにつきましては、両基準表の作成者である国立社会保障・人口問題研究所から既に確認を取っているところです。

答申案に関する説明は以上です。

○樋口委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたように、答申案は3月の統計委員会において議論され、その際の皆様からいただいた意見を織り込んでまとめたものでございますが、これにつきましては、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

○安部委員 このOECD 基準表が主にそうなのかなと思うのですが、ILO 基準表の方も一部関連すると思うのですが、今日お配りいただいた資料の集計表様式を見ますと、これは全部日本語になってございます。これは日本語になっているところは、基本的には例えばOECD 基準表であれば、英語表記の直訳だと解釈していいのか。それとも例えば日本の実態を踏まえてアレンジしているというところがあるのかなのかということをお教えいただきたい。

もう一つは、これは英語で発表するということはお考えなのかどうかということ。あるいは金額が100万円になっていきますけれども、例えばUSドル表記のようなことをお考えなのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

更にもう一つ関連して、実際にここに書いてあるものが何に対応するかというのは、例えば雇用奨励金とありますが、これはたとえば雇用調整助成金を含むのだろうと思うわけですが、実際の制度との正確な対応はどういう形で公表されているのかということをお教授いただきたいと思っております。

○樋口委員長 これは実施部局に聞いた方がよろしいかと思いますが、よろしくお願ひします。

○国立社会保障・人口問題研究所情報調査分析部 勝又部長 国立社会保障・人口問題研究所の情報調査分析部長の勝又でございます。

ただいま委員から御質問がありましたことについて、お答えいたします。

まず、こちらに示しました、例えば OECD 基準表の日本語でございますが、基本的には、英語をそのまま訳しているということでございます。特段、日本用に訳語を変えているということではございません。また、OECD の発表は基本的に英語とフランス語でされております。私どもは英語の方を使って日本語に訳しているということでございます。

金額につきましては、日本円で表示してございますが、アメリカドルなどの表示を考えているかということでございますけれども、アメリカドルということは考えておりません。国際比較におきましては、対 GDP 比が用いられることから、GDP 比については出していくということにしております。

最後にそれぞれの政策分野別などの詳細について、どういうものが入っているのかということについてでございますが、今回の基幹統計への指定を機に作成方法を公表することになっておりまして、その中でももちろんお示ししますし、また、ユーザーにとってわかりやすいように詳しいものを研究所のホームページなど、そういうところで説明資料として用意していくということで、今まで大きな枠組みで出していたものをよりわかりやすく説明していくという形にしていきたいと考えております。ありがとうございました。

○樋口委員長 安部委員、どうでしょうか。

○安部委員 ありがとうございます。

○樋口委員長 それでは、ほかによろしいでしょうか。よろしければ、この答申案についてお諮りいたします。

社会保障費用統計（旧社会保障給付費）の基幹統計としての指定について、本委員会の答申は案のとおりとするということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、案のとおり総務大臣に対して答申いたします。皆様におかれましては、いろいろと御議論をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、続きまして、一件報告がございます。これは平成 22 年 2 月に統計委員会から日本品質管理学会に対しまして、統計の品質評価に関する研究開発の協力をお願いしました。これを受けまして、日本品質管理学会では、学会内に統計・データの質マネジメント研究会を設置していただき、研究を進めていただいた次第でございます。

本日は、同研究会の活動状況につきまして、研究会の主査でもあり、また、本委員会の委員でもございます椿委員から、昨年に引き続き御報告をいただければと思っております。

では、椿委員、よろしくお願ひいたします。

○**椿委員** それでは、配布されております参考3という資料をご覧くださいと思います。この研究会は今、御紹介がありましたように、統計委員会からの要請を受けまして、2010年3月に日本品質管理学会理事会において、計画研究会として設置されました。計画研究会というのは理事会がトップダウンでつくる研究会でございます。日本品質管理学会の中には、会員がつくる公募研究会という制度もあります。

この研究会は品質管理の研究者、統計学の研究者、公的統計作成府省等の専門家、いわゆる第三者サービス認証機関があるのですが、そこで審査員をされていらっしゃる方、その認証機関を認定する機関、これは日本に一つだけある公益財団法人の日本適合性認定協会というところですが、ここの関係者、それから、日本マーケティングリサーチ協会から推薦を受けた民間の調査会社の方、更に、ちょっと違う分野の研究もやっているのですが、日本製薬工業協会のデータマネジメント部会の専門家の方々、おおよそ20名ほどの委員並びにオブザーバーから構成されている研究会でございます。

2010年7月に活動を開始しまして、これまで12回の研究会を開いてきたところです。統計データの品質保証のための方法論、品質保証自体の方法論のために政府統計の調査、マーケティングの調査、医薬品のいわゆるGCPと言われているものですが、臨床試験開発のデータ管理などの分野の現状把握等を通じて、その共通点あるいはどういう相違点があるかも含めた活動を行ってまいりました。

昨年4月にこの委員会で報告をいたしましたのは、この3つの分野の相違点とか共通点という現状把握の部分について行っていた活動です。その後、この1年間の活動について、特に公的統計に関わる部分を中心に報告をさせていただければと思います。

この1年間かなり注力いたしましたことは、先ほどの認証機関とも関係があるのですが、ISO20252という規格、マーケットリサーチを中心とした、正確に言いますとサービス認証と言われているものに用いられる国際規格、これの応用可能性の検討をしました。

実は一昨年、我が国において、調査サービスというものに対する認証事業が始まった、調査のプロセスの品質保証についての活動が始まったところでして、これは現状把握におけるマーケティングリサーチ協会、あるいは認証機関の活動のヒアリングの中で見えてきたことですが、このISO20252は、いわゆる統計のプロダクトの質ではなくて、作成プロセスの質のようなものに関する要求事項というものをまとめた規格でございます。

この部分が公的統計を作成するプロセスに応用できるかどうかということに関して、本研究会の中に作業部会を設置して、さまざまな統計の作成プロセスをケースとしてISO20252が要求している事項というものが公的統計の世界の中で使えるかどうか、あるいは使えたとして、それを第三者認証・監査のようなもので、ある程度問題点などが指摘できるのかどうかということに関する研究事業を行ってまいりました。

もちろん、ISO20252という国際規格は一般的に読んでいただきますと、公的統計とは全く違う言葉遣いが行われているという状況でして、作業ワーキンググループはこの規格の用語を公的統計の用語に読み替えるということを行いました。公的統計の分野では全く使

われていないようなプロセス、概念という部分もこれを除外するというような作業を行って、一種の公的統計のプロセスの保証のためのチェックリストの作業案をつくったところ

です。

これを府省、地方公共団体の協力を得て、そのチェックリストが有効であるかということに関してヒアリングを行いました。2府省の実際に統計の企画を行っている部局と、あとは実際に実査に当たっているような自治体のヒアリングを行ったところ

です。

2011年6月～9月にかけて3回のヒアリングを行ったところですが、この中で基本的にチェックリスト自体が一定の問題点の検出能力はあるというようなことを実証してきたところ

です。この中で特に専門の審査員の方から指摘されたことは、いわゆる公的統計においては苦情の記録や処理手順のルール化、あるいは処理手順の有効性の評価という部分の実施に若干問題があるのではないか、データの再現性、あるいは誤修正の防止を補修するようなエディティングと言われているものの記録に関して、まだ不十分な点があるのではないか。特に調査員の力量評価や教育訓練といった分野に関しては、ISOが要求しているものに比べると、まだまだ若干の問題点があるのではないかというコメントを頂戴したところ

ですけれども、基本的にこれらの府省部局に関しての活動自体は非常に多くある要求項目の中では、かなりおおむねのところは満足されているというような形になっていたかと思

います。

この活動成果に関しましては、統計関連学会連合大会、これももともと統計委員会からの要請の中で、日本統計学会とも協力してということが言われておりまして、統計学会連合大会で発表すると同時に、日本品質管理学会の年次大会でも報告したところ

でございます。

このヒアリングが終わった後に、次のページをめくっていただければと思いますけれども、ヒアリングを行った2調査というのが長期に継続している月次調査であったということでありまして、そのために進捗管理や調査員自身の教育コミュニケーションに関しては、周期調査と若干違う面があるのではないかという指摘がございまして、その周期調査に関

わる府省と更に自治体のヒアリングを2回追加しました。これが今年の2月～3月に関

して行ったことです。

このヒアリングの結果については、現在とりまとめ中ですけれども、まさに4月13日に行われた中間報告において、やはり違う点がかなりあるというようなこと、特に進捗管理に関しては、もう少し重大な問題があるのではないかということと、調査員の教育あるいはコミュニケーションシステムということに関しては、長周期の調査に関しては若干もう少し問題があるだろうということが言われているところ

です。ただ、これは現在まだ分析中ということ

です。これがかなり注力してきた大きな研究事業でございました。

もう一つ、一次統計、二次統計に対して、試験所認定制度にはどちらかという計測の分野で行われているGUMという国際ガイドがござい

と思いますが、特に非標本誤差の扱いは今まで統計の中では必ずしも明確ではなかったということもあり、国際的に一連のプロセスの中から非標本誤差に当たるものを評価するのに GUM というガイドの適用可能性があるのではないかという提案がございまして、これについて GUM 自身の勉強会を行うということも行いました。

GUM は、日本工業規格の標準仕様書というものになったのですが、そういうものについて、まず先行的に勉強するというのをしました。これも直近の研究会ですけれども、加工統計をつくるプロセスというものを全員で共有して、その中で特に加工統計の作成プロセスの中で統計的な誤差として、データから導かれるばらつき、不確かさと、エキスパートによる評価が必要となる例えば品目の選択や概念定義に関わる部分とを分離すれば、GUM に基づく評価が可能ではないか、これを勿論、非標本誤差に関する評価と考えれば、今までの概念をもう少し手続を明確にしたということになるのだと思いますが、そういうものに関する端緒となるような討論を行ったところです。

公的統計に関しましては以上でございまして、その他、ISO20252 という我々が検討していた規格自体が今般改正になるというような話がありまして、これにつきましては国際原案審議に参加している日本マーケティングリサーチ協会から、どのような方向の改正が行われるかということに関しての報告を受けております。

この作業をやっている最中に、統計作成プロセスの品質に関しまして、国連統計委員会における統計の品質保証に関わる指針というものの作成が行われているという情報が入りました。既に実はこれも発行してございまして、公表されていることですが、この指針は非常に ISO20252 等々との考え方とも密接な関係がございまして、現在、本研究会メンバーからは是非その指針を適切に翻訳するのが妥当ではないかという議論があるところで、かなりこれは研究会委員自身に関心を持っているということで、その種の翻訳事業が夏ぐらいまでにはできるのではないかと考えているところです。

この計画研究会は当初 3 年間という形で設立を理事会で認めているということで、事実上最終年に入りましたので、報告書の作成等々を行わなければならないのですが、普通のいわゆる学会発表等々は重要なのでありますけれども、ISO20252 の公的統計に対する活用に関しましては、その解説とともに報告書の中に入れておく一種の指針のようなものをつくっておくのがよろしいのではないという議論を行っています。来年 1 月以降に最終報告のシンポジウム等を開催できればと、学会の中では考えているところです。

私の方の説明は以上でございまして。

○樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

これまでも非常に精力的に取り組んでいただきまして、今年度末に向けて、この後も引き続き御審議をいただくということになるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

どうぞ。

○安部委員 先ほど強調されていたところで、調査員の力量評価、教育訓練というところが ISO に達するのは現状から見ると離れているというようなお話だったかと思えますけれども、具体的にどういうことを問題に取り上げて、こういう結論になったのでしょうか。

○樗委員 基本的に ISO25252 の要求事項の中には、その調査員の力量というものをきちんと保証するための手続や手順というものを明確に定義されていなければならないということがあるわけです。勿論、日本の公的統計の中でかなりベテランの方が担当しているという意味で、その種の水準の問題はないだろうということは審査員の方も話されていたのですが、問題は新規の調査員のようなものが入ってきたときに、その方をどういうふうに力量を担保するか。どういうふうにトレーニングするかということに関しては、今後かなり問題となってくる。その手続に関しては問題があるのではないかと考えます。

今は割と易しい調査を任せてみて、そこそこのパフォーマンスが上がった人を選択していくというような手続に実質的には見える。これは私の感想というよりは、その審査員の方が実際にヒアリングをした中で、その種の感想を述べられていたということです。その辺がいわゆる ISO 流の手続論と少し乖離があるということを指摘されているところです。

○樋口委員長 いかがですか。

○安部委員 例えば、実際そういう問題でありますと、こういう考え方がいいのかどうか分からないですけれども、一種の需要と供給といいますか、調査員の供給があるかどうかということにかなり依存して、つまり調査員が本当にある意味、潤沢に確保できる環境の中では、確かに易しい調査から難しい調査へというようなことはできるのだろーと思えます。今それはできているということかもしれないですけれども、調査員の供給みたいなものが今後どういうふうになっていくのかという点も重要なかなと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○樗委員 調査員の供給ということに関しては、特にこの研究会の中で議論をしてはいないのです。けれども、調査員調査の場合には調査員の方に対して、どういうふうなロールプレイングみたいなものが、要するにトレーニングのシステムというようなものを ISO20252 が要求している形になっているわけです。いずれにせよ、規格ではそういう教育の手続というものが明確になる必要があるというわけですが、そこと現状の公的統計の中の調査員のシステムは若干違うのかなと思います。

ただ、今回は模擬審査というか、まだそういう形でヒアリングに行った段階で、自治体によってもかなり違いはあるのだろーというような感覚はあるところです。勿論、調査員の手引きという形で、統計の場合に割と詳細な手続、説明書類、ドキュメントができていくことは、評価をされた方もそういうことはできていますということは認めているところです。

安部先生がおっしゃるように、今後の調査員自体のリソースをどういうふうに考えるかというのは、この研究会とは少し違う枠組みで考えなければならない問題だということは承知しているということです。

○樋口委員長 ほかにどうでしょうか。どうぞ。

○伊藤総務省政策統括官 お話を聞いていて、国連統計委員会も出たので面白いなと思っているのですが、一つだけ一般論で言えば、現状の統計調査の中で郵送やオンラインが増えてきてから、調査員という名称で言うと地方公共団体を通じて調査をしている国勢調査と、もう一つはそもそも民間の調査団体に委託しているものとあって、それを十把一からげで議論するのは危ないかなというか、研究をされるのであれば、その辺を分けて考えた方がいいのかなと。

ある意味で言うと、民間委託をするときに役所側がどういう調査員の質のレベルが確保できていますかという信頼が置けないと、とても民間に委託できないので、それをどうしているのかということも視野に入れてもらえたらというのが一つ。

2点目のNQSFと言われる国連のものは、そもそも作成に私どももパーツを分担して参加をしておりますので、事務的仮訳は既に持っています。ただ、正確性に欠けるので、これからチェックなり本格的な翻訳にかけようとは思っていますが、それをやっているということで、これは参考でお知らせをしたいと思います。

なお、NQSFは冒頭に書いてありますが、制度、仕組み、手順ではないにしても、品質はある程度世界的に評価されている我が国なり先進国と、そうでない、まだ発展途上国との間で、そういう国に対してそういう発想、従来の統計の精度とは違う発想を入れる必要がある。その世界の人が自分の国に応じた形で導入する、参考にするものとして、もしこの分野のことを特に注意するのなら、このようなことは頭に入れたらいいよといったもの。珍しく「ガイドライン」と言わずに「ひな形」と書いてあるのはそのためですが、義務的なものというよりも、特に中進国、後進国が統計の精度を上げていくために使用するものという位置づけになっていますので、その辺を御理解いただけたらと思います。

○樋口委員長 椿委員、どうぞ。

○椿委員 どうもありがとうございます。今、最初に指摘のあった民間委託の問題に関して、品質管理学会の中で1回議論があったところでして、この分野において、やはり質の保証ということをきちんとやらないと、コストの方の感覚が優先されてしまうということで、現時点でこのヒアリングを行っているのは、全て自治体に対する受託業務になっているものですが、それに限らない民間に対する一連の指針のようなものの議論も行うべきではないかというのは、実はここの中にISO20252に関わるような民間の方々も来ていらっしゃるの、その部分を安かろう、悪かろうにしないためにということは、かなり研究会の中ではコンセンサスになっているところです。それが第1点。

あとは先ほどの国連統計委員会の文書の扱いについては、今いただいたことを参考にさせていただければと思っております。

○樋口委員長 ほかにどうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、椿先生には今後も信頼性の高い統計整備のために御尽力をいただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

本日の議題は以上でございます。最後に次回の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 次回の委員会の日程につきましては、現在調整中でございます。確定次第、議題と併せて別途、御連絡をいたします。

○樋口委員長 以上をもちまして、第 55 回統計委員会は終了いたします。ありがとうございました。